

## 株主各位

岡山県岡山市北区撫川983番地

**株式会社 滝澤鉄工所**

代表取締役社長 原田 一八

### 第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 岡山市北区撫川983番地 株式会社滝澤鉄工所 本社会議室  
（裏表紙の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）  
※株主様の安全を考慮し、本総会では新型コロナウイルス感染症対策をとらせていただきます。（次頁ご参照）  
なお上記趣旨に鑑み、本総会ではお土産のご用意はございませんのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第90期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第90期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役7名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

## 新型コロナウイルス感染症の対応について

### ＜株主様へのお願い＞

1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、本年の株主総会へのご出席は極力控えいただき、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
2. 本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。よろしくお願いいたします。
3. ご来場いただく株主様は、マスクのご着用をお願い申し上げます。
4. ご来場いただく場合は、会場入り口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方につきましては、御入場制限等をさせていただきます場合がございます。
5. ご入場される場合には、受付前に用意したアルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
6. 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
7. 本総会においては、お土産のご用意はございません。また、株主総会終了後に開催しております工場見学につきましても中止させていただきますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

### ＜当社の対応について＞

1. 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
2. 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。  
インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.takisawa.co.jp>）より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.takisawa.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<https://www.takisawa.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

## インターネット等による議決権行使のご案内

### 【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙へ議案に対する賛否をご表示の上、1頁の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットにより議決権を行使される場合】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

#### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

【議決権行使サイトURL】 <https://www.web54.net>

#### 2. 議決権行使の方法について

##### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

##### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

#### 3. 議決権行使のお取り扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2020年6月25日（木曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

#### 4. パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。

### 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-652-031（午前9時～午後9時）

<議決権行使に関する事項以外のご照会> ☎ 0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

(添付書類)

# 事業報告

〔2019年4月1日から  
2020年3月31日まで〕

## I 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出が弱含みで進み製造業を中心に弱さが増すなか、第4四半期には新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動の停滞、景気が下押しされ厳しい状況で推移しました。

世界経済におきましては、年度前半は、景気は総じて緩やかな回復基調で推移しましたが、長引く米中貿易摩擦の世界的波及による影響に加え、新型コロナウイルス感染症拡大により、年度後半にかけて景気減速傾向が強まりました。

国内工作機械業界におきましては、設備投資の減少に伴う需要の減少により2019年1月～12月の国内工作機械業界の受注高は、内需は4,932億円(前年同期比34.3%減)、外需は7,367億円(前年同期比30.9%減)となり、受注総額は1兆2,299億円(前年同期比32.3%減)となりました。

当社グループにおきましては、日本、中国をはじめとするアジアおよび欧州において需要が減少したことにより、当連結会計年度の売上高は254億5百万円(前連結会計年度比18.0%減)となり、前連結会計年度に比べ55億82百万円の減収となりました。利益につきましては、経費の削減等に取り組みしましたものの、売上高減少により営業利益は19億8百万円(前連結会計年度比38.8%減)、経常利益は在外子会社における為替差損の計上等により17億97百万円(前連結会計年度比46.0%減)、繰延税金資産の取崩し等により親会社株主に帰属する当期純利益は7億40百万円(前連結会計年度比62.7%減)となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は9億2百万円であります。その主なものは、当社及び連結子会社であります台湾瀧澤科技股份有限公司の機械装置および建設仮勘定の取得によるものであります。

### (3) 資金調達状況

当社は、安定的かつ機動的な資金調達方法を確保することにより、今後の経営環境の変化に柔軟に対応するため、取引銀行3行との間にシンジケーション方式によるコミットメント期間付チームローン契約(コミットメント総額20億円)を締結しております。当該契約はあらかじめ定めた規模の洪水及び地震に被災した際に災害復旧資金としても借入実行可能な契約となっております。また、当該契約に係る当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響拡大による経済活動の減速が懸念されるなど、先行きを予測することはますます難しくなっておりますが、当社グループは工作機械の製造・販売を通じて社会や環境におけるサステナビリティの実現に寄与し、世界中の人々の生活がより豊かになることを目的とするとともに、永続的な成長と安定的な収益の実現により株主価値の向上と企業の社会的責任を果たすことを目標としております。

工作機械の専門メーカーとして、創業以来90余年にわたって工作機械を作り続けており、現在の主力製品であるCNC旋盤、マシニングセンタ、ドリルセンタ、普通旋盤といった単体機械から自動化ラインのFAセル、FAシステムまで多様なニーズに応えるワイドな機種ぞろえとスピーディな技術対応により、自動車をはじめ、一般機械、電気機械、精密機械等の製造業や官公庁・学校まで「TAKISAWA」の工作機械は幅広く活躍しています。当社グループは100年企業としてマザーマシンである工作機械の製造を通して、あらゆる産業の発展を原点で支えているという誇りと自負心を核に、産業界の明日を見つめ、さらに幅広いニーズにお応えできるよう、いっそうの前進を続けてまいります。

また、2022年の創業100周年に向け経営理念の見直しを行うこととし、社内で若手社員を中心にプロジェクトチームを立上げ検討を進めてまいりました。その結果、経営理念をミッション、ビジョン、バリューの形として下記の通り決定いたしました。

ミッション『豊かな未来を、機械で支える。』

ビジョン『世界のイノベーションを、TAKISAWAの機械から。』

バリュー『常識の破壊／未来志向／いつもお客様目線』

今後も引き続き、役員・従業員が一丸となって企業価値を極大化することにより、地域経済の発展、安定した雇用の確保等、社会への貢献を果たし、すべてのステークホルダーの皆様安心していただけるような透明性のある堅実経営を行ってまいります。

当社グループは、永続的な成長と安定的な収益を実現するため、中長期グループ経営指標としてKG I (Key Goal Indicator) を設定し、企業価値の向上に努めてまいります。

〔中長期グループ経営指標 (KG I) 目標〕

連結ROE (自己資本当期純利益率)	10%以上
連結ROA (総資本経常利益率)	8%以上
連結営業利益率	12%
連結自己資本比率	50%

上記のKG Iを達成するために、当社グループは中長期戦略として、自動化対応機の拡販及び生産効率向上によるコストダウン、海外における需要拡大に向けた体制強化と新規市場の開拓、無人化に向けた高付加価値製品の創出、ターンキーソリューションによる顧客ニーズへの対応強化、人材育成による個と組織の強化を実現します。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等、先行きが極めて不透明な状況であることから、中期経営計画の数値目標につきましては開示を見送らせていただきます。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第87期	第88期	第89期	第90期
	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	(当連結会計年度) 2020年3月期
売上高	23,166百万円	29,003百万円	30,988百万円	25,405百万円
経常利益	1,490百万円	2,208百万円	3,329百万円	1,797百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	894百万円	1,372百万円	1,986百万円	740百万円
1株当たり当期純利益	136円31銭	209円25銭	303円00銭	113円05銭
自己資本比率	47.1%	44.7%	46.1%	50.2%
総資産	31,078百万円	35,541百万円	37,480百万円	34,637百万円
純資産	17,868百万円	19,489百万円	21,052百万円	21,134百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式の数を控除して計算しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、2017年3月期期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。
3. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第89期の期首から適用しております。また、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日改正）を第89期から適用し、計算書類における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いを見直しております。この結果、第88期以前の企業集団の財産及び損益の状況については、当該会計方針の変更等を遡って適用した後の数値となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第87期	第88期	第89期	第90期
	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	(当事業年度) 2020年3月期
売上高	16,189百万円	19,545百万円	21,728百万円	17,964百万円
経常利益	1,277百万円	1,436百万円	1,973百万円	1,299百万円
当期純利益	901百万円	1,031百万円	1,499百万円	746百万円
1株当たり当期純利益	137円40銭	157円31銭	228円71銭	113円86銭
自己資本比率	63.6%	61.9%	61.5%	69.1%
総資産	20,276百万円	22,064百万円	23,982百万円	21,580百万円
純資産	12,899百万円	13,652百万円	14,749百万円	14,906百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式の数を控除して計算しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、2017年3月期期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。
3. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第89期の期首から適用しております。また、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日改正）を第89期から適用し、計算書類における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いを見直しております。この結果、第88期以前の当社の財産及び損益の状況については、当該会計方針の変更等を遡って適用した後の数値となっております。

(10) 主要な事業内容(2020年3月31日現在)

- ① 金属工作機械(NC旋盤、マシニングセンタ、普通旋盤等)の製造並びに修理加工
- ② 各種機械の販売

(11) 主要な営業所及び工場(2020年3月31日現在)

① 当社

本社	岡山県岡山市北区撫川983番地
国内生産拠点	本社工場(岡山県岡山市北区)
国内販売・サービス拠点	山形営業所(山形県山形市) 下庄工場(岡山県倉敷市) 関東営業所(埼玉県戸田市) 北関東営業所(群馬県前橋市) 西関東営業所(神奈川県厚木市) 長野営業所(長野県塩尻市) 浜松営業所(静岡県浜松市北区) 名古屋営業所(愛知県名古屋市中川区) 大阪営業所(大阪府東大阪市) 岡山営業所(岡山県岡山市北区) 広島営業所(広島県広島市南区) 福岡営業所(福岡県大野城市) 札幌連絡所(北海道札幌市北区)
海外販売・サービス拠点	ドイツ(ラーティンゲン市) ベトナム(ハノイ市)

② 子会社

海外生産拠点	台湾瀧澤科技股份有限公司 台湾(桃園市) 上海欣瀧澤機電有限公司 中国(上海市) 瀧澤機電(浙江)有限公司 中国(浙江省嘉興市) (注)瀧澤機電(浙江)有限公司は、2021年4月稼働を予定しております。
海外販売・サービス拠点	TAKISAWA, INC. 米国(イリノイ州シャンパーグ市) 滝澤商貿(上海)有限公司 中国(上海市) 滝澤机床(上海)有限公司 中国(上海市) 台湾瀧澤科技股份有限公司 台湾(桃園市) Takisawa Tech Corp. 米国(カリフォルニア州チノヒルズ市) TAKISAWA Tech Asia Co., Ltd タイ(サムットプラーク県) TAKISAWA (THAILAND) CO., LTD. タイ(バンコク市) PT. TAKISAWA INDONESIA インドネシア(ジャカルタ市) SAP TAKISAWA MACHINE TOOLS PRIVATE LTD. インド(バンガロール市)

(12) 従業員の状況(2020年3月31日現在)

① 企業集団の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
718名	0名増

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
374名	14名増	40.2才	13.7年

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者は含んでおりません。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況(2020年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
TAKISAWA, INC.	3,900千米ドル	100.0%	工作機械の販売・サービス
滝澤商貿(上海)有限公司	215,000千円	100.0%	工作機械の販売・サービス
滝澤机床(上海)有限公司	200,000千円	100.0%	工作機械の販売・サービス
台灣瀧澤科技股份有限公司	724,562千台湾元	51.09%	工作機械の製造・販売
上海欣瀧澤機電有限公司	5,000千米ドル	51.09% (51.09)	工作機械の製造・販売
瀧澤科技投資股份有限公司	6,500千米ドル	51.09% (51.09)	投資業務
瀧澤機電(浙江)有限公司	3,506千米ドル	51.09% (51.09)	工作機械の製造・販売
Takisawa Tech Corp.	300千米ドル	51.09% (51.09)	工作機械の販売・サービス
TAKISAWA Tech Asia Co., Ltd	14,000千バーツ	51.09% (51.09)	工作機械の販売・サービス

(注) 議決権比率欄の(内書)は間接所有であります。

(14) 主要な借入先及び借入残高

株式会社滝澤鉄工所(2020年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社中国銀行	587百万円
株式会社トマト銀行	415百万円
株式会社三井住友銀行	356百万円
三井住友信託銀行株式会社	351百万円
株式会社みずほ銀行	340百万円

台灣瀧澤科技股份有限公司(2019年12月31日現在)

借入先	借入残高
台灣銀行	1,090百万円

## II 会社の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 普通株式 14,000,000株  
発行済株式の総数 普通株式 6,553,644株(自己株式 24,478株を除く)
- (2) 株主数 普通株式 6,339名
- (3) 上位10名の株主の状況  
普通株式

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
滝澤鉄工所取引先持株会	433千株	6.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	419千株	6.4%
ファンック株式会社	300千株	4.6%
株式会社中国銀行	289千株	4.4%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	154千株	2.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	124千株	1.9%
加藤清行	93千株	1.4%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	93千株	1.4%
三井住友信託銀行株式会社	80千株	1.2%
滝澤投資会	70千株	1.1%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出した発行済株式総数に占める割合で計算しております。  
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

## III 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

#### IV 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の状況(2020年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
原 田 一 八	代表取締役社長	滝澤商貿(上海)有限公司董事長 滝澤机床(上海)有限公司董事長
田 口 巧	専務取締役 (全般・営業・品質保証担当兼業務部長)	
松 原 潤 治	常務取締役 (製造担当)	
梶 谷 和 啓	常務取締役 (購買・技術担当)	
林 田 憲 明	常務取締役 (管理担当兼総務部長)	
和 田 英 明	取締役 (営業部長)	
戴 雲 錦	取締役	
三 宅 盛 夫	取締役 (常勤監査等委員)	
小 野 慎 一	取締役 (監査等委員)	
小 林 正 啓	取締役 (監査等委員)	
十 川 智 基	取締役 (監査等委員)	
米 澤 和 美	取締役 (監査等委員)	

- (注) 1. 取締役(監査等委員)米澤和美氏は、2019年6月21日付をもって取締役(監査等委員)に就任いたしました。
2. 取締役三宅盛夫氏、小野慎一氏、小林正啓氏、十川智基氏、米澤和美氏は、社外取締役にあります。なお、三宅盛夫氏、小野慎一氏、小林正啓氏、十川智基氏、米澤和美氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当社は、取締役(監査等委員)の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 取締役小野慎一氏、十川智基氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2020年4月1日付で取締役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。

氏名	異動前	異動後
田 口 巧	専務取締役 (全般・営業・品質保証担当 兼業務部長)	専務取締役 (全般・品質保証担当)
林 田 憲 明	常務取締役 (管理担当兼総務部長)	専務取締役 (全般・管理担当兼総務部長)
和 田 英 明	取締役 (営業部長)	取締役 (営業担当兼海外営業部長)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める最低責任限度額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く） 7名 159,637千円

取締役（監査等委員） 5名 22,058千円（うち社外取締役5名 22,058千円）

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況  
1. 取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	発言状況
取 締 役 (監 査 等 委 員)	三宅盛夫	18回/18回	16回/16回	主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から発言を行っております。
	小野慎一	18回/18回	16回/16回	主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。
	小林正啓	18回/18回	16回/16回	主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
	十川智基	17回/18回	15回/16回	主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。
	米澤和美	14回/14回	12回/12回	主に社会保険労務士としての専門的見地から発言を行っております。

(注)取締役(監査等委員)米澤和美氏は、2019年6月21日付をもって取締役(監査等委員)に就任いたしました。上記出席状況は、就任以降の出席状況を記載しております。

2. 社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項  
該当事項はありません。
3. 当社の不正な業務執行に関する対応の概要  
該当事項はありません。
- ④ 子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。
- ⑤ ①～④の内容に対する社外役員の意見  
該当事項はありません。

## V 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額        | 24,000千円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

(5) 現に受けている業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(6) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(8) 子会社の監査の状況

当社子会社の台湾瀧澤科技股份有限公司は、勤業衆信聯合會計師事務所の監査を受けておりません。

## VI 会社の支配に関する基本方針

### 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

#### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の判断に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社株式について大規模買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、突如として行われる株式の大規模買付行為の中には、その目的等から判断して企業価値ひいては株主共同の利益を明白に著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為について検討し、また対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な情報と時間を提供しないもの等、株主が適切な判断を行うことを困難とするものも見受けられます。

当社の企業価値は、工作機械の製造・販売を通じて社会や環境におけるサステナビリティの実現に寄与し、世界中の人々の生活がより豊かになることを目的とするとともに、永続的な成長と安定的な収益の実現により株主価値の向上と企業の社会的責任を果たすことにあると考えております。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

#### (2) 基本方針実現に資する特別な取組みの概要

##### ① 企業価値向上への取組み

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するため、中期経営計画等を策定しこれを実現すべく行動しております。これら取組みの内容に関しましては、本事業報告「I 企業集団の現況に関する事項 (8) 対処すべき課題」に記載しております。

##### ② コーポレートガバナンス向上への取組み

当社は、経営理念に則り、経営の効率化・健全化を積極的に進めるとともに、経営の透明性を高めるため、コーポレート・ガバナンス向上に取組んでおります。

当社は、法令等の遵守に基づく公正な経営により、企業倫理と調和した経営効率を達成し、株主価値の一層の向上と企業の社会的責任を果たすべく、コンプライアンス基本規程を制定し、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会の活動を推進し、コンプライアンスの確保に努めております。

当社は、取締役会に対する監査・監督機能の強化や、意思決定の迅速化、業務の効率化等を目的として、2016年6月に監査等委員会設置会社に移行いたしました。委員の過半数を独立社外取締役とすることで、独立性を確保するとともに、常勤監査等委員を置き、同委員が社内の重要な会議に参加し積極的に意見を述べるなど、その役割・責務を果たし、監査機能の実効性を高めております。

また、取締役の指名・報酬の独立性・客観性を図ることを目的として、2016年6月に任意の委員会である指名・報酬諮問委員会を設け、経営陣幹部・取締役の指名・報酬について取締役会への答申を行っております。監査等委員である取締役以外の取締役の任期については1年とし、取締役の責任の明確化と事業環境の変化に柔軟に対応可能な体制としております。

さらに、当社は、取締役会の機能向上を図るために、年に一度、取締役会の在り方、運営につき議論し、実効性に関する分析・評価を行い、取締役会の実効性の確保・強化に努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、2018年6月22日開催の第88回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）の継続を決議しております。

本対応方針は、当社が発行者である株券等について、① 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、また、② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）を対象とします。これらの買付等が行われた際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を新株予約権無償割当て等を利用することにより阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、当該大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）には、買付内容等の検討に必要な情報及び本対応方針に定める事前情報提供に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守する旨の誓約を含む意向表明書の提出を求めます。当社は、意向表明書の受領後10営業日以内に、株主の皆様のご判断及び取締役会としての見解形成のために必要な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、当該大規模買付情報のリストに従い、当社取締役会に対し、大規模買付情報の提供を求めます。その後、当社取締役会は、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に検討・評価し、当社取締役会としての見解を慎重にとりまとめて公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件変更について交渉し、株主の皆様にと取締役会としての代替案の提案を行うこともあります。

大規模買付ルールが遵守されない場合や当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値を毀損し株主共同の利益を害するものと当社取締役会が判断した場合は、当社株主共同の利益を守るために、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款により認められる対抗措置をとることがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討したうえで当社取締役会に対し対抗措置発動の是非の勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動又は不発動について判断を行うものとし、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等の行使条件等を定めます。本対応方針の有効期間は、2021年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。但し、有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

本対応方針は2018年6月22日開催の第88回定時株主総会においてご承認いただき継続しておりますが、新株予約権無償割当て等の対抗措置が実施されていない場合には株主の皆様には直接的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。）。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、また、本対応方針は、あらかじめ定められた合理

的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保され、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされ、かつ、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、いずれも当社の基本方針に沿うものです。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>25,756,767</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>10,039,944</b>
現金及び預金	7,960,358	支払手形及び買掛金	3,513,273
受取手形及び売掛金	6,063,705	電子記録債務	1,604,615
電子記録債権	565,575	短期借入金	1,805,816
有価証券	700,082	一年以内返済予定の長期借入金	1,075,590
商品及び製品	3,770,244	未払金	1,046,537
仕掛品	2,223,832	未払費用	84,114
原材料及び貯蔵品	3,780,366	未払法人税等	82,716
前払費用	194,412	未払事業所税	29,118
未収入金	73,164	賞与引当金	145,141
その他	532,897	役員賞与引当金	30,550
貸倒引当金	△107,873	製品保証引当金	167,926
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,880,437</b>	その他	454,543
<b>有形固定資産</b>	<b>8,139,387</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,462,515</b>
建物及び構築物	2,689,218	長期借入金	2,239,752
機械装置及び運搬具	1,157,262	繰延税金負債	378,169
土地	3,406,539	退職給付に係る負債	779,251
建設仮勘定	403,334	資産除去債務	23,320
その他	483,030	その他	42,021
<b>無形固定資産</b>	<b>29,816</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>13,502,459</b>
その他	29,816	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>711,234</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>17,248,695</b>
投資有価証券	335,327	資 本 金	2,319,024
繰延税金資産	231,025	資 本 剰 余 金	1,568,351
その他	148,495	利 益 剰 余 金	13,405,047
貸倒引当金	△3,614	自 己 株 式	△43,727
<b>資 産 合 計</b>	<b>34,637,205</b>	その他の包括利益累計額	131,973
		その他有価証券評価差額金	56,187
		為替換算調整勘定	142,623
		退職給付に係る調整累計額	△66,837
		<b>非支配株主持分</b>	<b>3,754,076</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>21,134,745</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>34,637,205</b>

# 連結損益計算書

〔2019年4月1日から  
2020年3月31日まで〕

(単位 千円)

科 目	金 額
売上高	25,405,894
売上原価	17,914,985
売上総利益	7,490,908
販売費及び一般管理費	5,582,179
営業利益	1,908,728
営業外収益	
受取利息及び配当金	35,095
受取賃貸料	13,820
補助金収入	2,242
その他の営業外収益	37,317
営業外費用	
支払利息	35,656
為替差損	134,492
シンジケートローン手数料	22,675
その他の営業外費用	6,790
経常利益	199,615
税金等調整前当期純利益	1,797,588
法人税、住民税及び事業税	531,322
法人税等調整額	283,794
当期純利益	982,472
非支配株主に帰属する当期純利益	241,552
親会社株主に帰属する当期純利益	740,919

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>14,373,968</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,728,113</b>
現金及び預金	3,636,441	支払手形	402,385
受取手形	200,491	買掛金	827,943
売掛金	3,480,703	電子記録債務	1,604,615
電子記録債権	565,575	一年以内返済予定の長期借入金	956,926
有価証券	700,082	未払金	386,398
商品及び製品	1,983,704	未払費用	51,022
仕掛品	1,518,094	未払法人税等	21,353
原材料及び貯蔵品	1,859,938	未払事業所税	29,118
前払費用	83,560	前受金	3,404
その他	346,242	預り金	50,441
貸倒引当金	△866	賞与引当金	145,141
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,206,955</b>	役員賞与引当金	30,550
<b>有形固定資産</b>	<b>4,590,050</b>	製品保証引当金	125,193
建物	1,963,568	その他	93,618
構築物	100,876	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,946,640</b>
機械装置	579,383	長期借入金	1,130,295
車両運搬具	209	退職給付引当金	690,604
工具器具備品	149,398	繰延税金負債	102,421
土地	1,748,365	資産除去債務	23,320
建設仮勘定	48,249	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,674,754</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,773</b>	純 資 産 の 部	
水道施設利用権	1,773	<b>株 主 資 本</b>	<b>14,849,981</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,615,130</b>	資 本 金	2,319,024
投資有価証券	307,280	資 本 剰 余 金	1,566,972
関係会社株式	1,909,968	資本準備金	749,999
関係会社出資金	269,384	その他資本剰余金	816,973
その他	132,111	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>11,007,711</b>
貸倒引当金	△3,614	利益準備金	91,861
<b>資 産 合 計</b>	<b>21,580,923</b>	その他利益剰余金	10,915,850
		別途積立金	5,300,000
		繰越利益剰余金	5,615,850
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△43,727</b>
		評価・換算差額等	56,187
		その他有価証券評価差額金	56,187
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>14,906,169</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>21,580,923</b>

# 損益計算書

〔2019年4月1日から  
2020年3月31日まで〕

(単位 千円)

科 目	金 額
売上高	17,964,550
売上原価	13,005,206
売上総利益	4,959,344
販売費及び一般管理費	3,964,508
営業利益	994,835
営業外収益	
受取利息及び配当金	290,390
商標権使用料	22,748
その他の営業外収益	32,018
営業外費用	
支払利息	4,026
為替差損	10,841
租税公課	1,080
シンジケートローン手数料	22,675
その他の営業外費用	2,152
経常利益	40,776
税引前当期純利益	1,299,215
法人税、住民税及び事業税	1,299,215
法人税等調整額	314,818
当期純利益	552,946
	238,127
	746,269

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

株式会社滝澤鉄工所

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神 田 正 史 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社滝澤鉄工所の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社滝澤鉄工所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

株式会社滝澤鉄工所

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神 田 正 史 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社滝澤鉄工所の2019年4月1日から2020年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第90期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員への地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社 滝澤鉄工所 監査等委員会

常勤監査等委員 三宅 盛夫 ㊟

監査等委員 小野 慎一 ㊟

監査等委員 小林 正啓 ㊟

監査等委員 十川 智基 ㊟

監査等委員 米澤 和美 ㊟

監査等委員三宅盛夫、小野慎一、小林正啓、十川智基及び米澤和美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第90期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。  
この場合の配当総額は、163,841,100円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月29日にいたしたいと存じます。

**第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役7名選任の件**

監査等委員である取締役以外の取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役7名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、指名手続きは指名・報酬諮問委員会の審議の結果を踏まえ適切に行われており、また、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。

候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数 (普通株式)
1	<p>原 田 一 八 は ら だ か ず ひ ち ろ (1961年2月26日生)</p>	<p>1983年4月 当社入社 2005年2月 株式会社カスケード 取締役社長 2008年6月 当社管理部長 2008年10月 当社執行役員 管理部長 2009年3月 台湾瀧澤科技股份有限公司 董事(現任) 2009年4月 滝澤商貿(上海)有限公司 董事 2010年6月 当社取締役 管理部長 2010年12月 滝沢鉄工テクノサービス株式会社 取締役 2011年1月 TAKISAWA U. K. LTD. 取締役 2011年6月 滝澤商貿(上海)有限公司 董事長(現任) 2011年6月 当社常務取締役 製造・管理部門担当 2012年4月 当社代表取締役社長(現任) 2012年12月 滝澤机床(上海)有限公司 董事長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 滝澤商貿(上海)有限公司 董事長 滝澤机床(上海)有限公司 董事長</p>	9,600株
<p>【取締役候補者とした理由】 原田一八氏は、技術部門、管理部門、製造部門等の知識や業務経験並びに当社社長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議等においてグループを統括する立場からの積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数 (普通株式)
2	たぐち たくみ 田口 巧 (1957年3月3日生)	1979年4月 当社入社 2001年12月 大阪営業所所長 2011年1月 当社執行役員 営業部長 2012年4月 TAKISAWA, INC. 取締役(現任) 2012年6月 当社取締役 営業・サービス部門担当 営業部長 2013年4月 当社取締役 営業・サービス・品質保証部門担当 営業部長 2013年6月 当社取締役 常務執行役員 営業・品質保証担当 営業部長 2015年6月 当社常務取締役 営業・品質保証担当 2018年4月 当社専務取締役 全般・営業・品質保証担当 2018年11月 当社専務取締役 全般・営業・品質保証担当 兼 業務統括部長 2019年4月 当社専務取締役 全般・営業・品質保証担当 兼 業務部長 2020年4月 当社専務取締役 全般・品質保証担当(現任)	5,600株
<b>【取締役候補者とした理由】</b>			
田口巧氏は、営業部門、サービス部門等の知識や業務経験並びに営業部門の長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議において、一般的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。			
3	はやしだ のりあき 林 田 憲 明 (1961年12月10日生)	1985年4月 トヨタ自動車株式会社入社 1991年3月 大日本スクリーン製造株式会社(現、株式会社SCREENホールディングス)入社 2008年4月 同社半導体機器カンパニー 事業統轄部 業務部長 2012年4月 同社半導体機器カンパニー 事業統轄部長 2012年12月 株式会社シバサキ入社 2014年1月 同社経営企画室長 2014年7月 当社入社 2014年7月 当社管理部長 2015年1月 当社執行役員 管理部長 2015年6月 当社取締役 執行役員 管理部長 2016年6月 台湾瀧澤科技股份有限公司 董事(現任) 2016年6月 当社取締役 常務執行役員 管理担当 兼 管理部長 2018年4月 当社常務取締役 管理担当 兼 総務部長 2020年4月 当社専務取締役 全般・管理担当 兼 総務部長(現任)	2,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b>			
林田憲明氏は、管理部門等の知識や業務経験並びに管理部門の長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議において、総務、財務的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数 (普通株式)
4	まつばら じゅんじ 松原潤治 (1956年8月12日生)	1979年4月 当社入社 2009年4月 当社技術部長 2010年4月 当社執行役員 技術部長 2011年1月 当社執行役員 製造部長 2012年6月 当社取締役 製造・購買部門担当 製造部長 2013年6月 当社取締役 常務執行役員 製造・購買担当 製造部長 2013年10月 当社取締役 常務執行役員 製造・購買担当 第二製造部長 2014年4月 当社取締役 常務執行役員 製造・購買担当 購買部長 兼 第二製造部長 2014年12月 当社取締役 常務執行役員 製造・購買担当 2015年6月 当社常務取締役 製造・購買担当 2015年10月 当社常務取締役 製造・購買担当 生産管理部長 2016年4月 当社常務取締役 製造・購買担当 2018年4月 当社常務取締役 製造担当(現任)	4, 200株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 松原潤治氏は、技術部門、購買部門等の知識や業務経験並びに製造部門の長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議において、製造的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。			
5	かじたに かずひろ 梶谷和啓 (1959年10月17日生)	1986年1月 当社入社 2011年1月 当社執行役員 技術部長 2012年6月 当社取締役 技術部門担当 技術部長 2013年6月 当社取締役 常務執行役員 技術担当 技術部長 2013年10月 当社取締役 常務執行役員 技術担当 カスタム設計部長 2014年12月 当社取締役 常務執行役員 技術担当 2018年4月 当社常務取締役 購買・技術担当(現任)	3, 600株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 梶谷和啓氏は、技術部門等の知識や業務経験並びに当社の購買部門や技術部門の長としての経営経験を有しております。また、社内会議等において、購買、技術的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有する 当社の株式数 (普通株式)
6	<p style="text-align: center;">わ だ ひであき 和 田 英 明 (1963年3月12日生)</p>	<p>1981年4月 当社入社 1998年4月 当社神奈川営業所所長 2011年7月 滝澤商貿(上海)有限公司 董事 総経理 2012年12月 滝澤机床(上海)有限公司 董事 総経理 2013年4月 当社執行役員部長 アジア地域担当 2015年4月 当社執行役員 営業部長 2015年4月 滝澤商貿(上海)有限公司 董事(現任) 2015年4月 滝澤机床(上海)有限公司 董事 2015年6月 当社取締役 執行役員 営業部長 2017年6月 当社取締役 上席執行役員 営業部長 2019年12月 TAKISAWA, INC. 取締役(現任) 2020年4月 当社取締役 上席執行役員 営業担当 兼 海外営業部長(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 和田英明氏は、営業部門の知識や業務経験並びに海外子会社社長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議において、営業的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。</p>	2,400株
7	<p style="text-align: center;">たい うん きん 戴 雲 錦 (1958年6月24日生)</p>	<p>1974年2月 台湾瀧澤機械股份有限公司入社 (現 台湾瀧澤科技股份有限公司) 2004年4月 台湾瀧澤機械股份有限公司 副総経理 2011年3月 台湾瀧澤機械股份有限公司 総経理 2011年6月 台湾瀧澤機械股份有限公司 董事 総経理 (現任) 2011年7月 上海欣瀧澤機電有限公司 董事(現任) 2012年6月 当社取締役(現任) 2017年1月 TAKISAWA Tech Asia Co.,Ltd 董事(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 戴雲錦氏は、海外子会社社長としての経験を有しております。また、取締役会等でグループの経営戦略の観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。</p>	0株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役三宅盛夫氏、小野慎一氏、小林正啓氏及び十川智基氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数 (普通株式)
1	三宅盛夫 (1958年8月5日生)	1981年4月 株式会社中国銀行入社 2002年7月 同行八浜支店長 2005年2月 同行広報CSRセンター長 2008年6月 同行新見支店長 2011年6月 同行コンプライアンス部長 2013年6月 同行コンプライアンス部 理事部長 2015年6月 同行NEXT10推進室 理事室長 2016年6月 当社取締役 常勤監査等委員(現任) 2017年6月 滝澤商貿(上海)有限公司 監事(現任) 2017年6月 滝澤机床(上海)有限公司 監事(現任)	1,200株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 三宅盛夫氏には、長年にわたる金融機関で培った豊富な経験と知識を監査体制の強化に活かしていただきたいため、監査等委員である取締役候補者としております。同候補者は、社外取締役となること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。</p>			
2	小野慎一 (1969年4月19日生)	1991年10月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任 あずさ監査法人)入社 2002年7月 公認会計士小野慎一事務所(現公認会計士・税理士小野慎一事務所)所長(現任) 2005年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役 監査等委員(現任)	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 小野慎一氏には、公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門的な知識を監査体制の強化に活かしていただきたいため、監査等委員である取締役候補者としております。同候補者は、社外取締役となること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数 (普通株式)
3	こばやし まさひろ 小林正啓 (1962年8月27日生)	1992年4月 弁護士登録 2000年4月 花水木法律事務所所長(現任) 2010年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役 監査等委員(現任)	0株
<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 小林正啓氏には、弁護士としての豊富な経験と専門的な知識を監査体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である取締役候補者としております。同候補者は、社外取締役となること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。			
4	そがわ ともき 十川智基 (1973年12月27日生)	2000年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入社 2004年5月 公認会計士登録 2009年7月 十川公認会計士事務所所長(現任) 2009年8月 税理士登録 2009年10月 朝日税理士法人代表社員(現任) 2013年6月 当社取締役 2016年6月 当社取締役 監査等委員(現任)	400株
<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 十川智基氏には、公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門的な知識を監査体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である取締役候補者としております。同候補者は、社外取締役となること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項

- (1) 三宅盛夫氏、小野慎一氏、小林正啓氏、十川智基氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 十川智基氏は当社が顧問契約をしております朝日税理士法人の代表社員であり、当社は同税理士法人に年間顧問報酬267万円(2020年3月期)を支払っておりますが、一般株主と利益相反を生じるおそれのない範囲の額であり、独立性を十分に有すると判断しております。
- (3) 当社は三宅盛夫氏、小野慎一氏、小林正啓氏、十川智基氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合は引き続き独立役員になる予定であります。
- (4) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数  
三宅盛夫氏、小野慎一氏、小林正啓氏の当社社外取締役及び監査等委員である取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって4年、十川智基氏の当社社外取締役及び監査等委員である取締役の就任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ7年、4年となります。

3. 責任限定契約に関する事項

当社は三宅盛夫氏、小野慎一氏、小林正啓氏、十川智基氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、各氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 岡山市北区撫川983番地  
株式会社滝澤鉄工所 本社会議室  
電話086-293-6111



最寄駅 岡山駅より山陽本線下り方面で2つ目の「庭瀬駅」で下車してください。  
庭瀬駅前からはタクシーで約7分です。